

分野	11	通番	1
法律名	産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第31条	第3項	×	
第32条	第2項		準用規定

分野	11	通番	2
法律名	中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第9条の2	第8項	×	
第9条の2の2	第2項	ア	
第9条の7の5	第2項		準用規定
第9条の9	第5項		準用規定
第27条の2	第4項	i	
第58条の4		×	
第66条	第2項		準用規定
第96条	第5項	i	
第104条	第2項	i	
105条	第2項	i	
第105条の3	第1項	i	
第105条の4	第3項	×	
第105条の4	第6項	ア	
第106条	第2項	i	
第106条	第3項	×	

分野	11	通番	3
法律名	中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条の17	第1項	i		第101条の3により都道府県が処理する事務
第5条の17	第2項	i		第101条の3により都道府県が処理する事務
第5条の23	第1項			準用規定
第5条の23	第2項			準用規定
第5条の23	第3項			準用規定
第5条の23	第4項			準用規定
第5条の23	第5項			準用規定
第5条の23	第6項			準用規定
第9条	ただし書き	i		第101条の3により都道府県が処理する事務
第33条				準用規定
第42条	第1項	i		第101条の3により都道府県が処理する事務
第42条	第2項	i		第101条の3により都道府県が処理する事務
第42条	第3項	ア		第101条の3により都道府県が処理する事務
第42条	第4項	i		第101条の3により都道府県が処理する事務
第42条	第5項	ア		第101条の3により都道府県が処理する事務
第47条				準用規定
第54条				準用規定
第69条	第1項	i		第101条の3により都道府県が処理する事務
第69条	第2項	i		第101条の3により都道府県が処理する事務
第69条	第3項	i		第101条の3により都道府県が処理する事務
第71条				準用規定
第93条	第2項	ア		第101条の3により都道府県が処理する事務
第95条	第4項	i		第101条の3により都道府県が処理する事務
第95条	第5項			準用規定
第96条	第5項	i		第101条の3により都道府県が処理する事務
第97条	第2項			準用規定
第101条の2	第2項	×		第101条の3により都道府県が処理する事務

分野	11	通番	3
法律名	中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第百八十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第101条の2	第3項	×	第101条の3により都道府県が処理 する事務

分野	11	通番	4
法律名	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
9条	第3項	×	
10条	第3項		準用規定
第25条	第2項	×	
第25条	第3項	×	
第25条	第4項	×	
第25条	第6項	×	
第25条	第7項		準用規定
第26条	第2項	×	
第26条	第6項	×	
第27条	第3項	×	
34条	第1項	×	
34条	第3項	×	
36条	第2項	×	

分野	11	通番	5
法律名	中小企業支援法(昭和三十八年法律百四十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	

分野	11	通番	6
法律名	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第5条	第1項	×		
第5条	第2項	×		
第5条	第3項	×		
第5条	第4項	×		
第5条	第7項	×		
第6条	第1項	×		
第6条	第2項	×		
第6条	第3項			準用規定
第7条	第3項	×		
第14条	第3項	×		
第14条	第4項	iv	e	
第15条	第3項			準用規定
第16条	第3項	×		
第16条	第4項	iv	e	
第17条	第3項			準用規定

分野	11	通番	7
法律名	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第3項	×	第23条により都道府県が処理する 事務
第6条	第2項	×	
第7条	第2項	×	

分野	11	通番	8
法律名	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律 (平成十九年法律第三十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第1項	×	
第4条	第2項	×	
第4条	第5項	×	
第5条	第1項	×	
第5条	第3項		準用規定
第6条	第2項	×	
第7条	第3項		準用規定

分野	11	通番	9
法律名	小規模企業者等設備導入資金助成法(昭和三十一年法律第百十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第1項	×	
第8条		×	
第9条	第1項	×	
第9条	第2項	×	
第10条	第1項	×	
第10条	第3項	×	
第12条	第1項	×	
第12条	第2項	×	
第13条	第1項	ii	
第13条	第2項	ii	
第13条	第3項	ii	
第13条	第4項	×	

分野	11	通番	10
法律名	伝統的工芸品産業の振興に関する法律(昭和四十九年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第2項	×	
第5条	第4項		準用規定
第7条	第2項		準用規定
第8条	第4項		準用規定
第9条	第2項		準用規定
第10条	第4項		準用規定
第11条	第2項		準用規定
第12条	第4項		準用規定
第13条	第2項		準用規定
第14条	第4項		準用規定

分野	11	通番	11
法律名	商工会議所法(昭和二十八年法律第百四十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第10条	第3項	ア	第84条により都道府県が処理する 事務
第46条	第4項		準用規定
第58条	第2項	ア	第84条により都道府県が処理する 事務
第59条	第4項	×	第84条により都道府県が処理する 事務

分野	11	通番	12
法律名	商工会法(昭和三十五年法律第八十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第23条	第1項	i		
第23条	第2項	i		第60条により都道府県が処理する 事務
第23条	第3項	iv	e	第60条により都道府県が処理する 事務
第24条		ア		第60条により都道府県が処理する 事務
第44条	第4項			準用規定
第48条	第5項			準用規定
第50条	第2項	ア		第60条により都道府県が処理する 事務
第51条	第1項	i		第60条により都道府県が処理する 事務
第51条	第2項	i		第60条により都道府県が処理する 事務
第51条	第3項	i		第60条により都道府県が処理する 事務
第51条	第4項	i		第60条により都道府県が処理する 事務
第51条	第5項	iv	e	第60条により都道府県が処理する 事務
第52条の2	第2項	i		第60条により都道府県が処理する 事務
第52条の2	第3項	i		第60条により都道府県が処理する 事務
第52条の2	第5項			準用規定
第53条		i		第60条により都道府県が処理する 事務
第54条	第4項			準用規定
第55条の15				準用規定
第58条	第4項			準用規定
第58条	第5項			準用規定
第58条	第6項			準用規定
第59条	第1項	ア		
第59条	第2項	ア		

分野	11	通番	13
法律名	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律(平成五年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第5条	第4項	×	第22条の2により都道府県が処理する事務
第6条	第3項		準用規定
第18条	第3項	×	第22条の2により都道府県が処理する事務
第19条	第3項		準用規定

分野	11	通番	14
法律名	計量法(平成四年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第16条	第1項	キ		
第16条	第3項	キ		
第17条	第1項	イ		第168条の8により都道府県が処理する事務
第19条	第1項	キ		
第20条	第2項	×		
第21条	第1項	キ		
第21条	第2項	×		
第21条	第3項	×		
第22条		×		
第23条	第1項	キ		
第23条	第2項	キ		
第23条	第3項	キ		
第24条	第1項	ア		
第24条	第2項	ア		
第24条	第3項	ア		
第25条	第1項	キ		
第26条		iv	d	
第28条		iv	d	
第28条の2	第2項			準用規定
第39条	第1項	×		
第39条	第2項	×		
第46条	第2項			準用規定
第51条	第2項			準用規定
第53条	第2項	キ		
第55条	第1項	キ		
第57条	第1項	キ		
第57条	第2項	キ		
第58条	第1項	イ		
第59条		イ		第168条の8により都道府県が処理する事務
第60条	第1項	イ		
第60条	第2項	イ		
第62条	第1項	イ		第168条の8により都道府県が処理する事務
第65条		イ		第168条の8により都道府県が処理する事務

分野	11	通番	14
法律名	計量法(平成四年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第70条		キ	
第71条	第1項	キ	
第71条	第2項	キ	
第71条	第3項	キ	
第72条	第1項	ア	
第72条	第2項	ア	
第72条	第3項	ア	
第72条	第4項	ア	
第72条	第5項	ア	
第75条	第2項	キ	
第75条	第3項	ア	
第75条	第4項	ア	
第102条	第1項	キ	
第103条	第1項	キ	
第103条	第2項	キ	
第103条	第3項	キ	
第104条	第1項	ア	
第104条	第2項	ア	
第104条	第3項	ア	
第105条	第1項	ア	
第105条	第2項	ア	
第105条	第3項	ア	
第109条		キ	
第110条	第1項	キ	
第114条			準用規定
第115条		ア	
第116条	第1項	キ	
第117条	第2項	×	
第118条	第1項	キ	
第118条	第2項	キ	
第118条	第3項	キ	
第119条	第1項	ア	
第119条	第2項	ア	
第119条	第3項	ア	
第120条	第1項	キ	

分野	11	通番	14
法律名	計量法(平成四年法律第五十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第121条	第1項	iv	d	
第121条	第2項			準用規定
第127条	第1項	キ		第168条の8により都道府県が処理する事務
第128条	第1項	キ		第168条の8により都道府県が処理する事務
第133条	第1項			準用規定
第148条	第4項	ア		
第149条	第3項	i		
第149条	第4項	i		
第150条	第2項	ア		
第151条	第2項	キ		
第151条	第3項	キ		
第151条	第4項	ア		
第153条	第1項	キ		
第153条	第2項	キ		
第153条	第3項			準用規定
第154条	第3項			準用規定
第155条	第1項	×		
第159条	第2項	iv	d	
第159条	第3項	iv	d	
第160条	第1項	ア		
第162条	第1項	ア		
第162条	第2項	ア		
第162条	第3項	ア		
第163条	第2項	ア		
第164条	第1項	ア		
第164条	第2項	ア		
第164条	第3項	ア		